

県土マネジメント部土木工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、県土マネジメント部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに受注者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事（鋼材等のリース代及び電気料金などのみの工事、緊急維持業務等の単価契約による工事等は除く。）とする。

2 県土マネジメント部土木工事検査要領第3条第1項第1号に定める出来形検査のうち、債務負担行為に係る契約工事の年度精算検査及び部分引き渡しを受ける検査を除く出来形検査においては、評定を行わないものとする。

(評定者)

第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査員及び県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号）に定める監督員とする。

(評定の内容)

第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に土木工事竣工検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）、土木工事中間検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）又は土木工事出来形検査（成績評定）書（様式評第

1号から様式評第2号)により行うものとする。

- 3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表(別紙-1から別紙-4)、考査基準特記事項(別紙-5)及び施工プロセスのチェックリスト(別紙-6)によるものとする。

(評定結果の通知)

第6条 評定の結果は、県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程(平成17年3月18日付け技第170号)に従い、受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

かし

第7条 評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。

- 2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、前条の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。